

## 追加説明資料

①道路事業の評価調書の修正 .....	P 1
②土砂災害対策について	
都市整備中期計画の位置付け【砂防・急傾斜事業】	P 4
③谷川 .....	P 7
④川合裏川 .....	P 9
⑤新家地区 .....	P 11
⑥原(1)地区 .....	P 13
⑦都市整備中期計画の位置付け【港湾事業】 .....	P 15
⑧堺泉北港泉北6区緑地整備事業 .....	P 16
⑨阪南港阪南2区(特別会計) .....	P 17
⑩都市整備中期計画の位置付け【公園事業】 .....	P 29
⑪大泉緑地 .....	P 33

# 評価調書の記載内容の修正(1)

## 一般府道 安満前島線

[修正後(追記)]

○事業を巡る社会経済情勢等の変化

【参考】

「国土交通省費用便益マニュアル」を適用し便益を試算すると、時間短縮便益が約1億円となる。  
(走行経費、事故減少は0)

## 一般府道 豊能池田線(伏尾バイパス)

[修正前]

○事業の投資効果

【分析結果】

・B/C=1.3

B(便益):80.5億円

C(費用):63.1億円

- 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 事業の必要性等に関する視点における判定(案)
- 事業の進捗の見込みの視点における判定(案)
- 対応方針(原案)

平成19年5月の箕面グリーンロード開通による大型車の交通量、混入率の低下などから、一定改善傾向がみられるものの、箕面森町の開発状況や新名神高速道路の供用後の交通状況を踏まえ、再度計画を見直す必要があること。

[修正後]

○事業の投資効果

【分析結果】

・B/C=1.3

B(便益):80.5億円※

C(費用):63.1億円

※便益は、箕面森町第3区域の完成(H27年度予定)を前提に算出しており、今後の開発動向によって便益は減少する可能性がある。

平成19年5月の箕面グリーンロードの開通に伴い、大型車の交通量、混入率などが減少し、交通の円滑化や歩行者等の安全性に一定の改善傾向がみられる。今後、箕面森町の開発状況や新名神高速道路の供用後の交通状況を踏まえ、再度計画を見直し、事業実施の判断を見極める。

## 評価調書の記載内容の修正(2)

### 美原太子線

[修正]

○対応方針(原案)

一時休止 ⇒ 一部休止

### 余野茨木線(1工区)

[修正後(追記)]

○事業を巡る社会経済情勢等の変化

【参考】

「国土交通省費用便益マニュアル」を適用し便益を試算すると、・時間短縮便益約27億円、・経費減少便益約0.3億円(事故減少は0)となる。

### 一般府道 豊能池田線(都市計画道路 止々呂美吉川線)

[修正]

○対応方針(原案)

一時休止 ⇒ 一部休止

# 評価調書の記載内容の修正(3)

## 一般府道 豊能池田線(都市計画道路 止々呂美吉川線)

[修正前]

○事業の投資効果

【分析結果】

・B/C=2.1(全線)

B=224.1億円

C=106.4億円

・B/C=1.4(国道423重用区間のみ)

B=59.8億円

C=43.0億円

・B/C=2.6(箕面森町区間)

B=164.3億円

C=63.4億円

[修正後]

○事業の投資効果

【分析結果】

[箕面森町及びR423重複区間の両方を整備した場合]

・B/C=2.1

B=224.1億円※

C=106.4億円

※便益は、箕面森町第3区域の完成(H27年度予定)を前提に算出しており、今後の開発動向によって便益は減少する可能性がある。

[R423重複区間のみ整備した場合]

・B/C=1.4

B=59.8億円※

C=43.0億円

※便益は、箕面森町第3区域の完成(H27年度予定)を前提に算出しており、今後の開発動向によって便益は減少する可能性がある。

B/C=2.6(箕面森町区間)

B=164.3億円

C=63.4億円

[参考図]



# 土砂災害対策について（砂防・急傾斜）

## 《大阪府都市整備中期計画の位置付け》

### 前回中期計画（H13策定）

#### 土石流対策

- 事業箇所数 45 渓流
- 新規事業着手数 50 渓流

#### 急傾斜地崩壊対策

- 事業箇所数 23 地区
- 新規事業着手数 28 地区

「逃げる」  
「凌ぐ」  
施策を  
優先実施

### 新中期計画（H23策定）

#### ①「逃げる」「凌ぐ」の重点実施

- ・土砂法の区域指定推進
- ・警戒避難体制の整備推進

#### ②「防ぐ」施設の絞り込み

- 【重点化方針の評価項目】
- ・災害発生時の危険度
  - ・災害発生時の影響

「選択と  
集中」

#### 土石流対策

- 事業箇所数 **42 渓流**

#### 急傾斜地崩壊対策

- 事業箇所数 **23 地区**

防災事業として事業採択を受けている  
継続箇所については原則整備を進める

○土砂災害防止法に基づく基礎調査

（ソフト対策）

○土砂災害リスクの開示

- ・土砂災害防止法に基づく区域指定

○住民の防災意識の醸成

- ・地区版HM作成支援
- ・住民主体の避難体制の確立

（ハード対策）

○施設整備箇所の重点化

- 【災害発生の危険度】と  
【災害発生時の影響】による評価

○10年間の行動計画の策定・実施

情報伝達・避難

砂防施設の保全整備

開発行為の許可、建築物の構造規制など

#### 新規着手箇所

（土石流・急傾斜）

重点化方針に基づき絞り込み

「今後の土砂災害対策の進め方」  
により決定

# 土砂災害対策について（砂防・急傾斜）

## 《土砂災害に関する法律の種類と目的》

	ハード対策		ソフト対策
	砂防法	急傾斜地法*1	土砂災害防止法*2
制定年度	明治30年	昭和44年	平成12年
目的概要	<p>治水上砂防のため砂防設備を整備し、また一定の行為を禁止・制限する。 土砂生産の抑制を図り、<b>流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止し</b>、もって国土の保全と民生の安定に資すること</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、<b>急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置</b>を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資すること（法第1条）</p>	<p>土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、<b>土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし</b>、当該区域における<b>警戒避難体制の整備を図るとともに</b>、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において<b>一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制</b>に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において<b>避難に資する情報を提供すること</b>等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資すること（法第1条）</p>

※1 正式名称：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2 正式名称：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

### ●土砂災害防止法\*2

- 土砂災害の恐れのある区域の周知
- 警戒避難体制の整備
- 一定の開発行為の規制
- 建築物の構造規制

### 被害を受ける土地



土砂法は被害を受ける土地対策

### 災害発生源

### ●砂防法

### ●急傾斜地法\*1

砂防法・急傾斜地法は発生源の規制と対策工事

「今後の土砂災害対策の進め方」中間報告概要（案）

【基本理念】「府内での土砂災害による犠牲者ゼロの継続」  
（人命を守ることを最優先）

★第一に「逃げる」施策の優先実施（自助、共助を支える公助）

「逃げる」施策の3本柱をつなぐ「地区単位ハザードマップ」

- 1. 危険個所の明確化と住民周知（土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定推進）
- 2. 警戒避難体制の整備（地区単位のHM作成促進、適時適切な情報提供、明確な避難判断基準）
- 3. 住民の防災意識の向上（住民参加型避難訓練の実施、自主防災組織・防災リーダーの育成）

★第二に「凌ぐ」施策の展開

■土砂災害防止法に基づく「特別警戒区域指定」による効力

新たな開発の抑制

- 1. 開発制限
- 2. 建築物の構造規制



既存家屋等の対策

- 1. 移転等の勧告
- 2. 増改築時の家屋補強



★第三に「防ぐ」施策の重点化（選択と集中）とコスト縮減

○土石流対策

■施設の整備方針

「災害発生の危険度」と「災害発生時の影響」を、土砂災害防止法の基礎調査結果より評価し**重点化**  
⇒土砂災害防止法の区域指定が必須

◆地元の「逃げる」施策の取組を評価

- 重点箇所の施設整備の優先実施

影響範囲  
広域

○地すべり対策※

- 地すべりの対策工の実施

※危険箇所は、今後、地すべりの挙動が確認された場合に、事業実施

特定の地域

○急傾斜地崩壊対策

・施設整備による効果が極めて限定的  
・土地所有者等に保全義務  
・民有地に設置する公有施設

- 施設整備のあり方検討（府、市町村、住民の役割、費用負担等）
- 施設整備の考え方検討（何をどう守るのか、維持管理等）

警戒避難体制整備のあり方

- 地区単位ハザードマップ作成促進（モデル地区設定での市町村支援）（地域安全センターの活用など）（一時避難場所の設定）
- ハザードマップを活用した避難訓練（住民参加型による避難訓練の実施）
- 避難行動を促す情報の発信及び発信基準の設定（市町村における避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、見直し及びこれに基づく情報発信の実践）（土砂災害警戒情報の充実）

地域住民自ら「逃げる」社会構築を目指して  
■住民、市町村、府をつなぐ施策の検討

急傾斜地崩壊対策のあり方

- 費用対効果と公益性の視点
- 広域行政と基礎自治体、住民の役割の視点
- 民有地に新たに設置する公有施設  
⇒恒久的な維持管理が必要になる



■「凌ぐ」制度の構築検討  
（「建築補強助成制度」創設の検討）



■「防ぐ」施設のあり方検討  
（発生源での対策or保全家屋での対策）

土砂災害防止法に基づく  
区域指定のあり方

- 土砂法を基軸とした施策の展開
- ・「逃げる」社会システムの構築
- ・「凌ぐ」まちづくりの推進

	区域指定済箇所		Yの指定率 (%)
	Y	R	
土石流	314	174	16.9
地すべり	0	0	0
急傾斜地崩壊	2,171	1,091	92.1
計	2,485	1,265	57.0

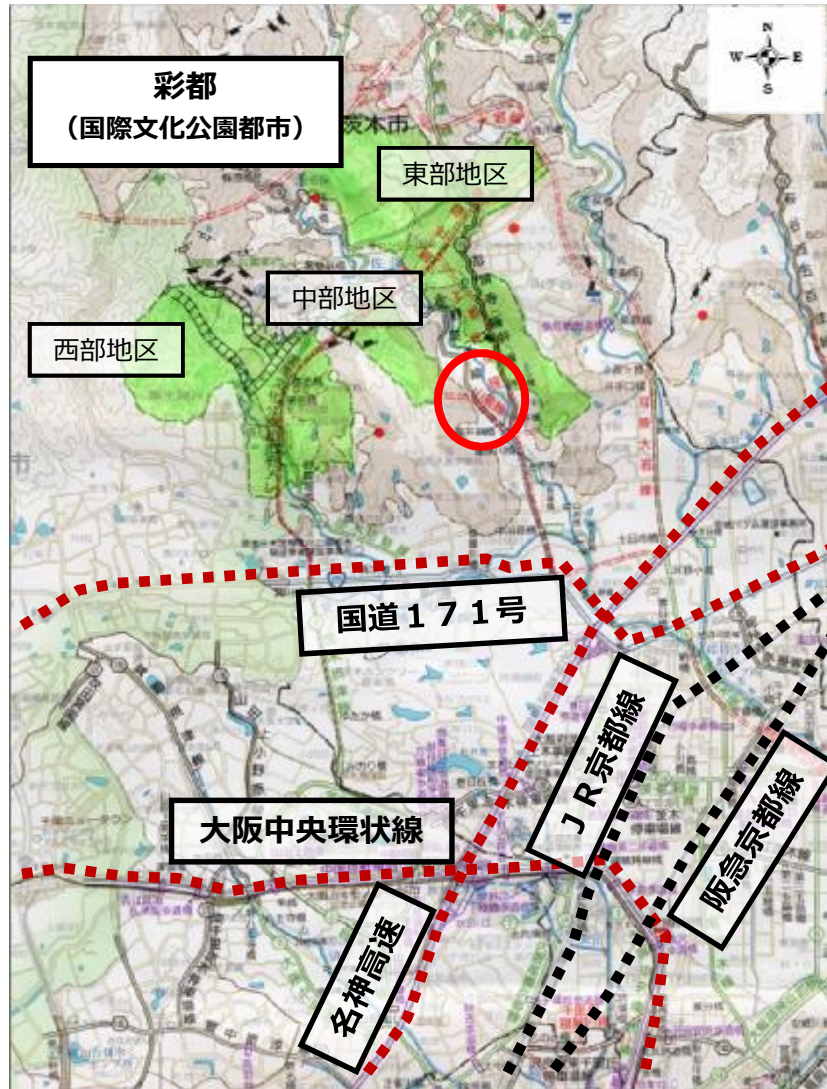
※平成24年3月30日時点  
指定率は、危険箇所数が母数  
（土石流1,859箇所、地すべり145箇所、  
急傾斜地崩壊2,357箇所、合計4,361箇所）

- 効率的、効果的な指定の進め方  
・指定を優先する考え方（災害時要援護者施設、避難地、避難路など）
- ・地区単位の指定（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊の指定方針の整理）
- ・指定手続きの進め方（指定保留箇所の早期指定など）

⇒区域指定アクションプラン  
の立案

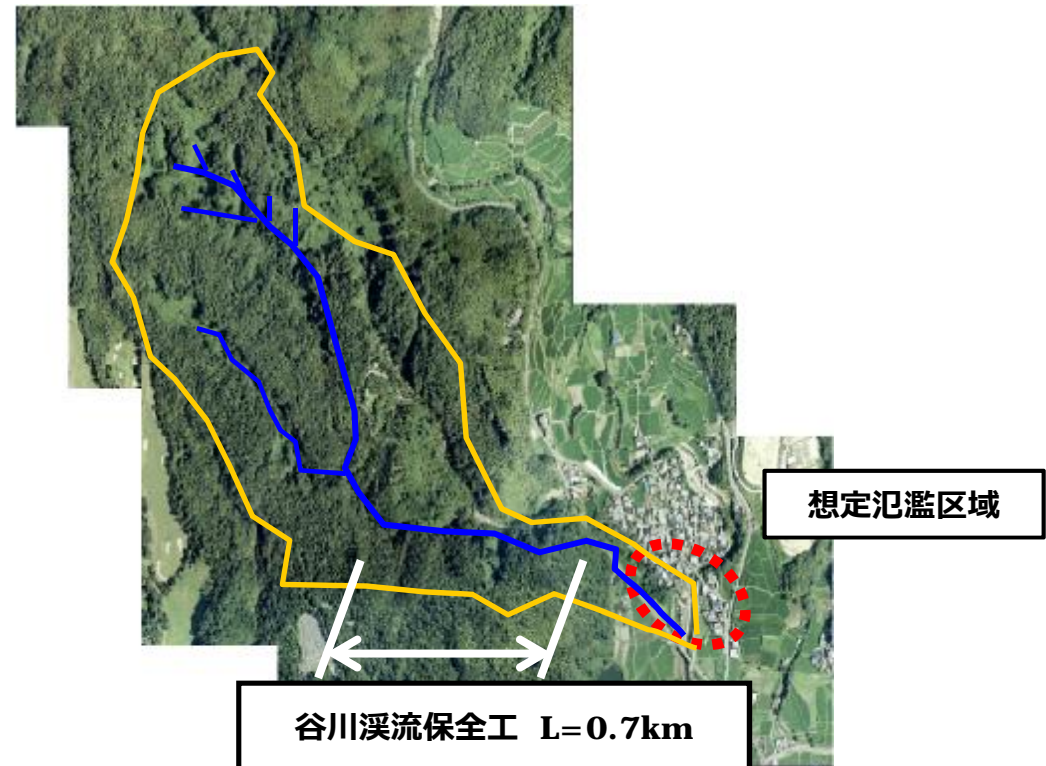
すべての施策は、土砂法にはじまる  
■区域指定の推進策の検討

# 谷川砂防事業



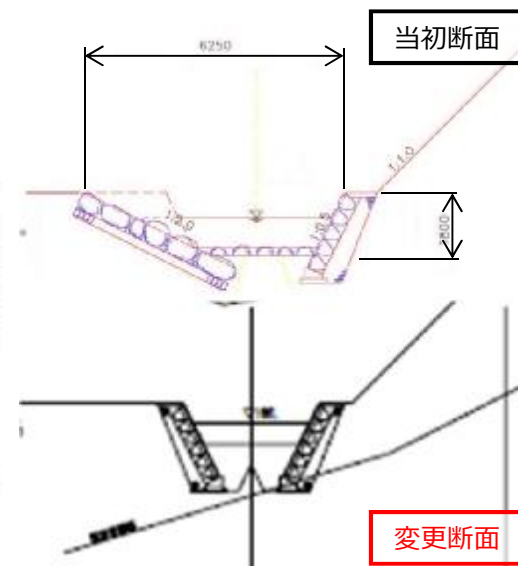
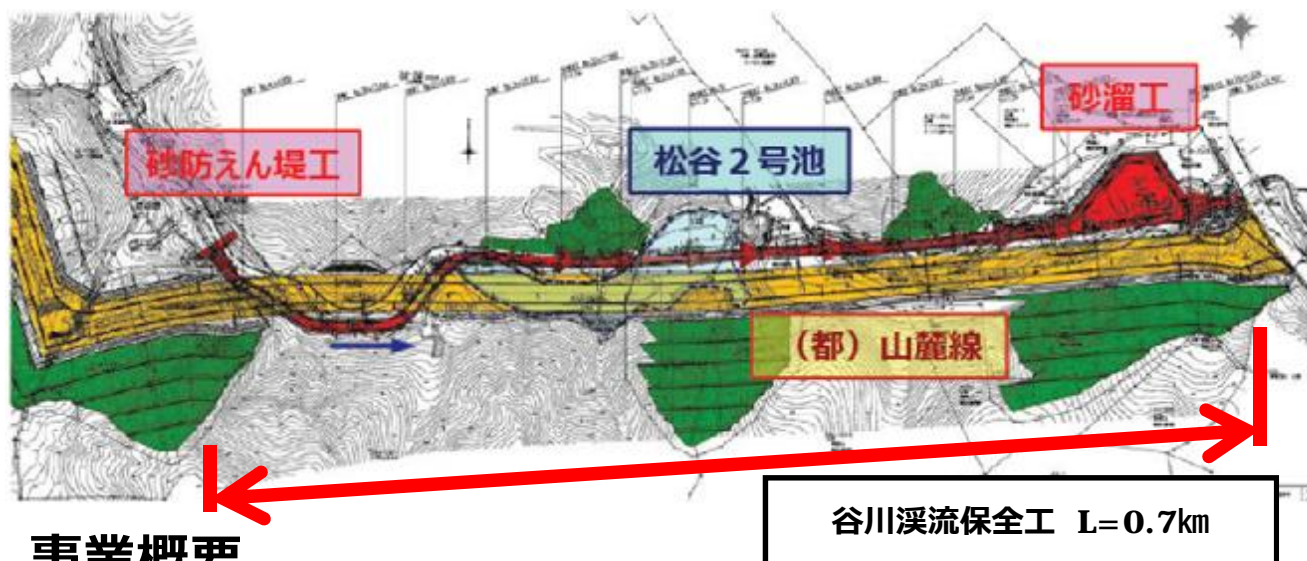
## 事業の目的

本事業は、国際文化公園都市関連事業として人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流に砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備えることを目的とする。





# 谷川砂防事業



## 事業概要

溪流保全工 L=0.7km 砂防えん堤 1基 砂溜め 1箇所

工期 H10 ~ H27 (H23) 4年延期  
〈変更理由〉：用地境界の確定に日数を費やしたため

## 全体事業費

5.4億円 (6.0億円) 0.6億円減額

〈変更理由〉：事業計画範囲の縮減に伴う用地費及び工事費の縮減

## 進捗状況

○全体 35%

3.5/5.4 (億円)

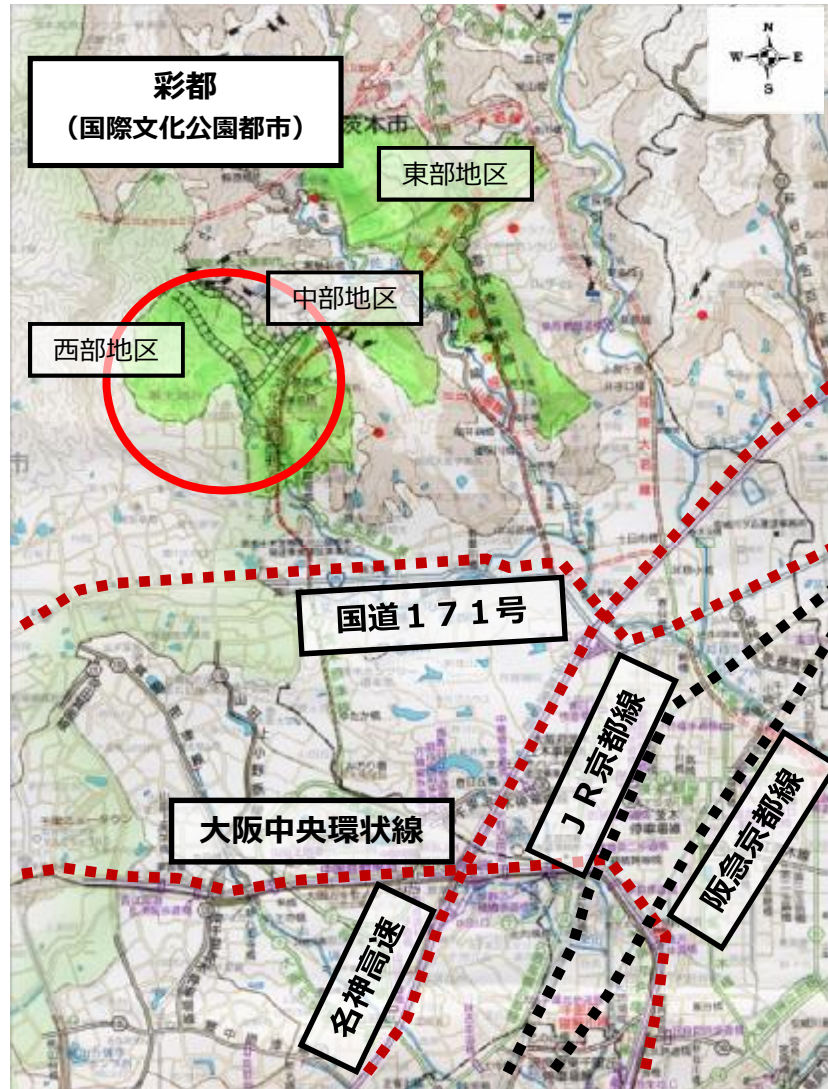
用地 80%

2.0/2.5 (億円)

工事 26%

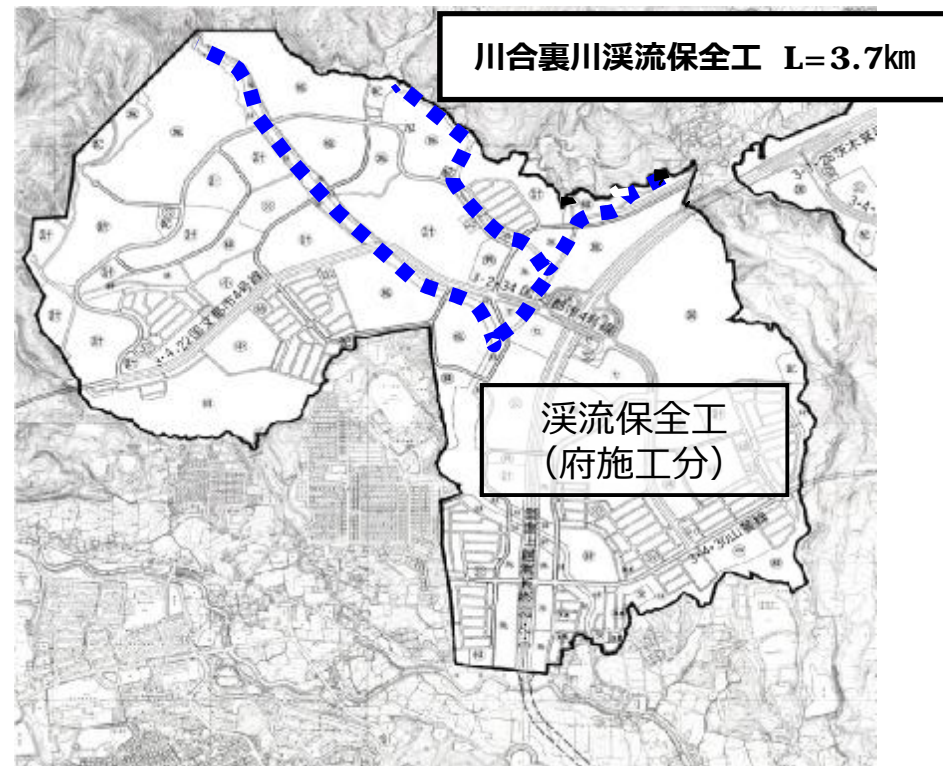
0.5/1.9 (億円)

# 川合裏川砂防事業



## 事業の目的

本事業は、国際文化公園都市関連事業として人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある溪流に砂防施設の整備を促進し、土石流等の土砂災害に備えることを目的とする。



# 川合裏川砂防事業

## 事業概要

溪流保全工 L=3.7km

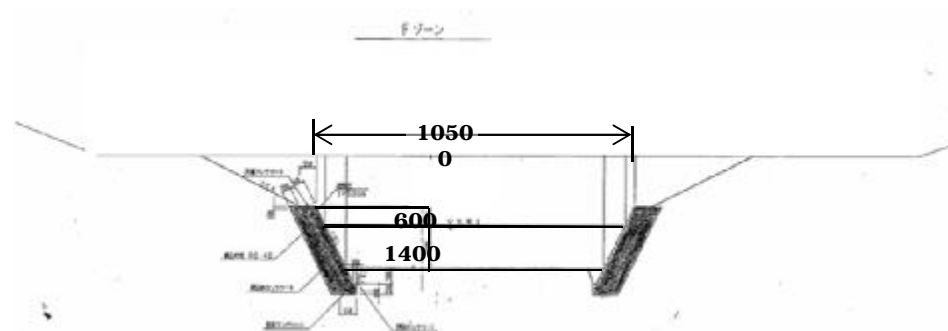
工期 H10 ~ H25 (H22) 3年延期

〈変更理由〉：都市再生機構の造成計画変更に伴い工程調整に日数を費やしたため

全体事業費

27.2億円 (24.6億円) 2.6億円増額

〈変更理由〉：想定土質と現地との差異による掘削費用の増



## 進捗状況

○全体 99%

26.9/27.2 (億円)

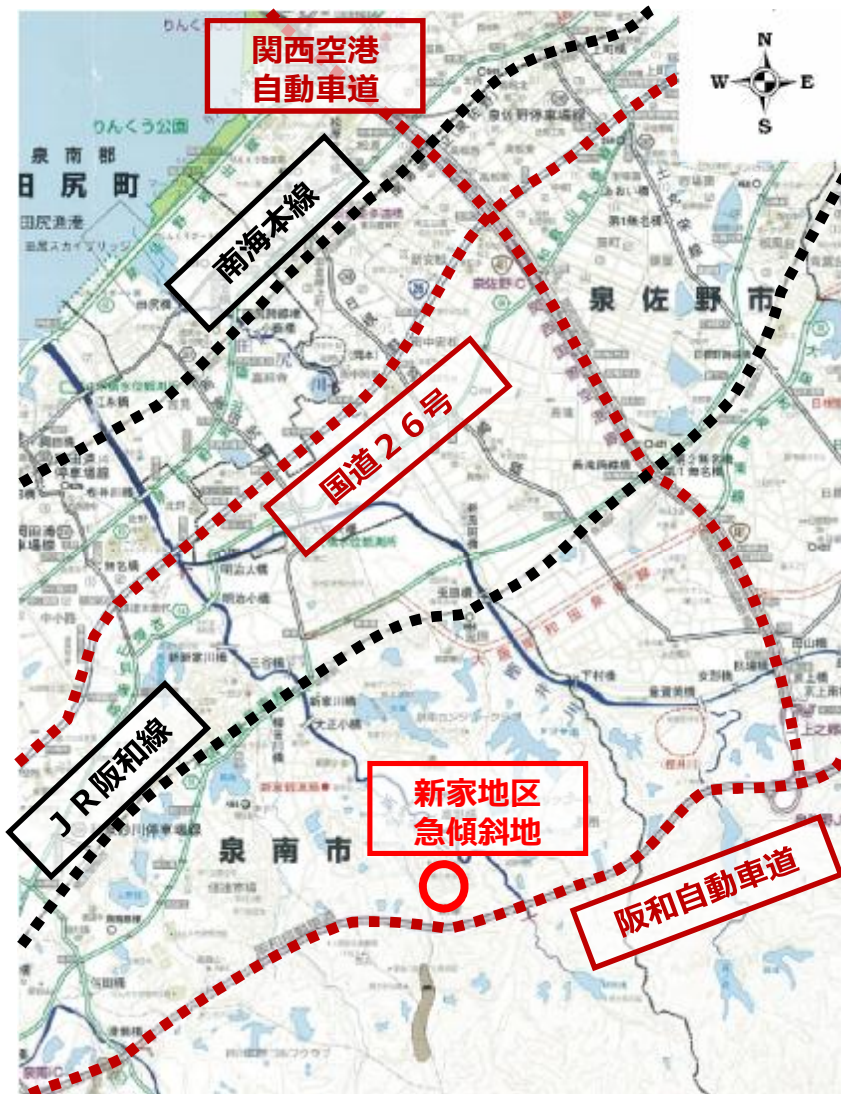
用地 100%

1.0/1.0 (億円)

工事 99%

24.9/25.2 (億円)

# 新家地区急傾斜地崩壊対策事業



## 事業の目的

本事業は高さ35m・勾配47度の急傾斜地において、崩壊対策防止施設の整備を行い、がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を保護することを目的としている。



# 新家地区急傾斜地崩壊対策事業



## 事業概要

擁壁工 L=250m

工期 H10 ~ 中止 (H24)

〈変更理由〉：斜面所有者から施設整備に対する「無償借地」および「急傾斜地崩壊危険区域指定」への同意を得る見込みがないため

全体事業費  
3.0億円 (3.0億円)

## 進捗状況

○全体 6%

0.2/3.0 (億円)

〔 設計委託のみ 〕  
〔 工事 0% 〕



# 原（1）地区急傾斜地崩壊対策事業

## 事業の目的

本事業は高さ**37m**・勾配**30度**の急傾斜地において、崩壊対策防止施設の整備を行い、がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を保護することを目的としている。



# 原（1）地区急傾斜地崩壊対策事業

## 事業概要

擁壁工 L=920m

工期 H10 ~ H28 (H20)

〈変更理由〉：工事用進入路の確保等に日数を費やしたため

全体事業費

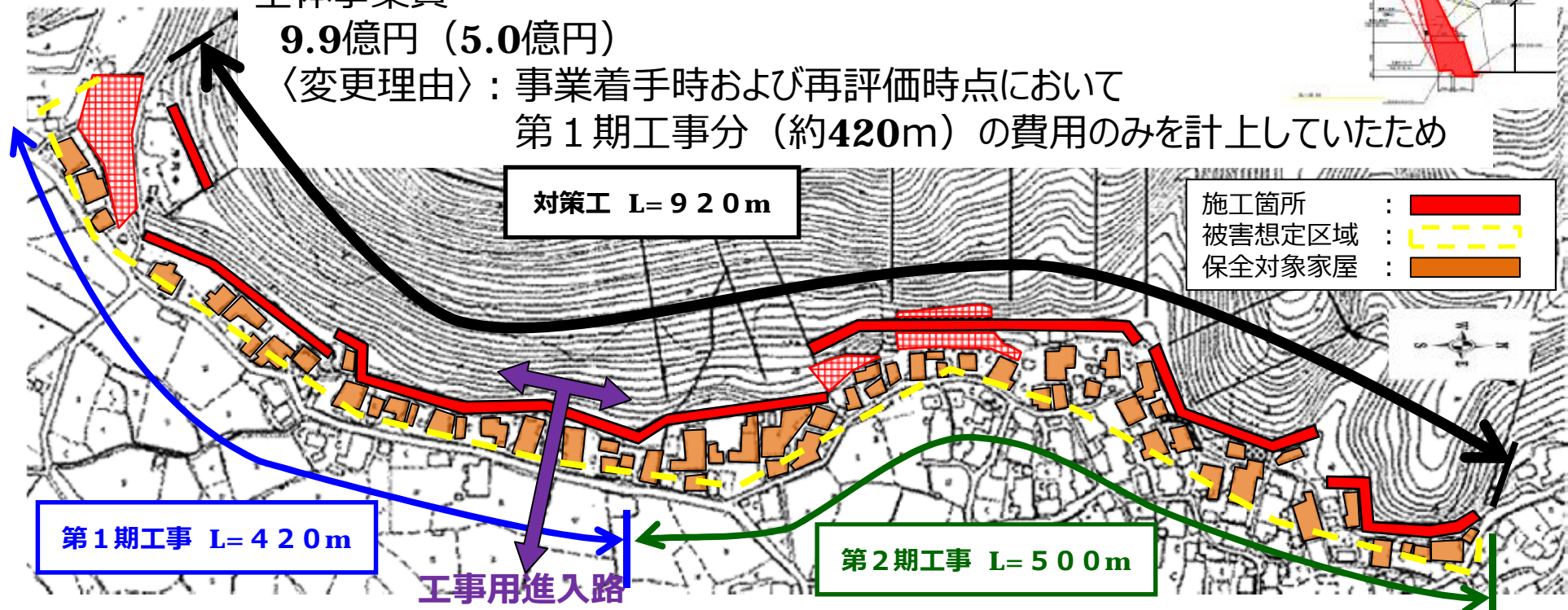
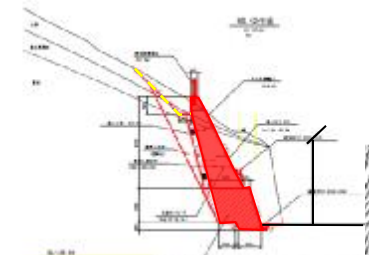
9.9億円 (5.0億円)

〈変更理由〉：事業着手時および再評価時点において  
第1期工事分 (約420m) の費用のみを計上していたため

## 進捗状況

○全体 68%

〔 6.7/9.9 (億円)  
工事 64%  
5.7/8.9 (億円) 〕



# 港湾事業の大阪府都市整備中期計画(案)の位置付け

## 財政再建プログラム(案) (H20.6)

### ○港湾局所管建設事業 ⇒4割削減指示

- ◇地震・津波対策を最優先
- ◇物流拠点の集約・再編に資する事業に集中投資



泉北6区 緑地整備事業は休止

※阪南2区整備事業は特別会計事業のため対象外

## 大阪府都市整備中期計画(案) (H24.3)

### ○建設事業の重点化

- ◇高潮や津波への対策を優先整備
- ◇物流拠点の集約・再編に資する事業に重点化



泉北6区 緑地整備事業は休止

※阪南2区整備事業は特別会計事業のため対象外



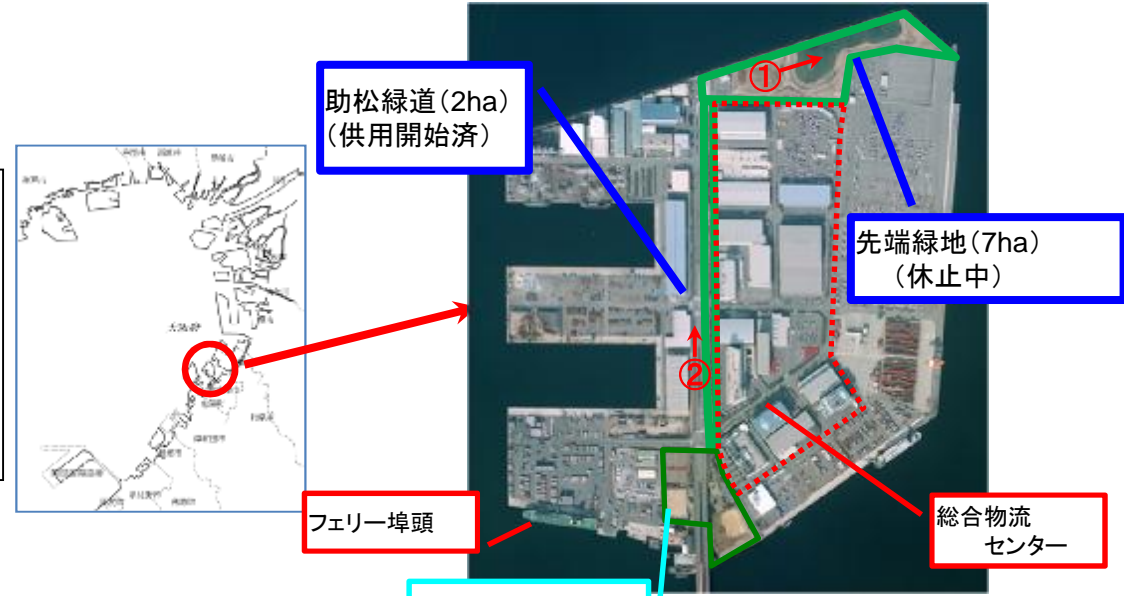
優先整備となっている海岸事業(高潮・津波対策)が進捗する平成28年度を目途に計画の見直し及び休止事業再開の検討を実施



# 堺泉北港 泉北6区 緑地整備事業

## 泉北6区概要

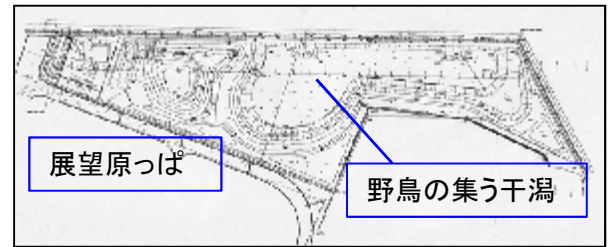
- 【位置付け】  
堺泉北港の商港機能の中心的地区として整備
- 【主な所在施設】
- ・フェリー埠頭(泉大津～新門司)
  - ・外貿コンテナ埠頭
  - ・総合物流センター



## 緑地整備事業概要

- 【整備の目的】
- ・府民や港湾内就業者が自然に親しみ、憩える水際空間の形成
  - ・人や生物にとって良好な海辺環境の創出
- 【整備内容】
- ・先端緑地 7ha
  - ・助松緑道 2ha (供用開始済み)

<干潟平面図>



サハリンで放鳥されたトウネンが飛来



ダイゼン



キアシシギ

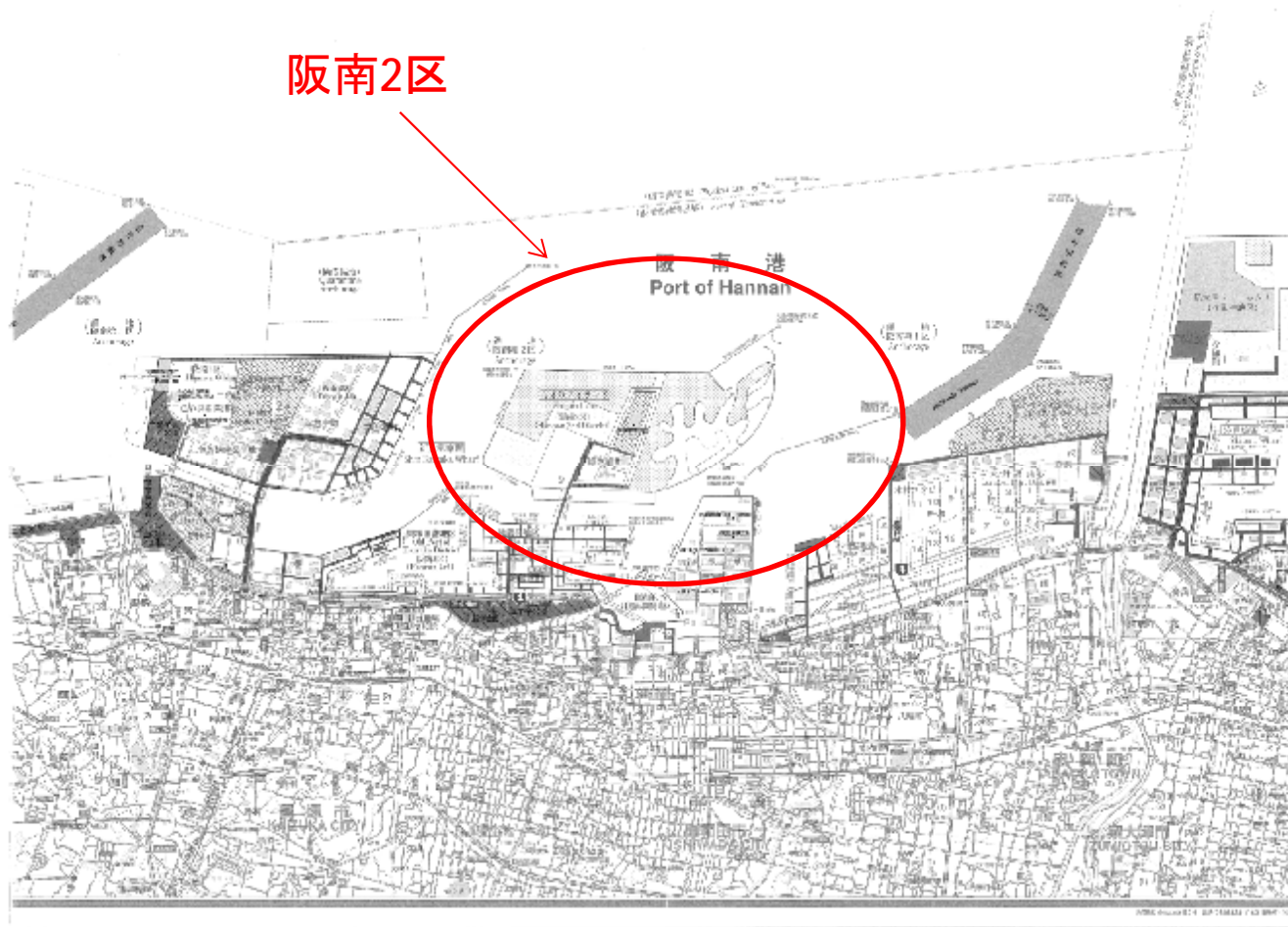


# 阪南港阪南2区整備(特別会計) 位置図



# 阪南港全体図

阪南2区



# 阪南港 整備事業の目的

## ○産業と環境の調和

岸和田市市街地における住・工混在の解消による生活環境改善を目的とするため、工場用地の空間(製造業用地)を創出

## ○環境負荷の低減

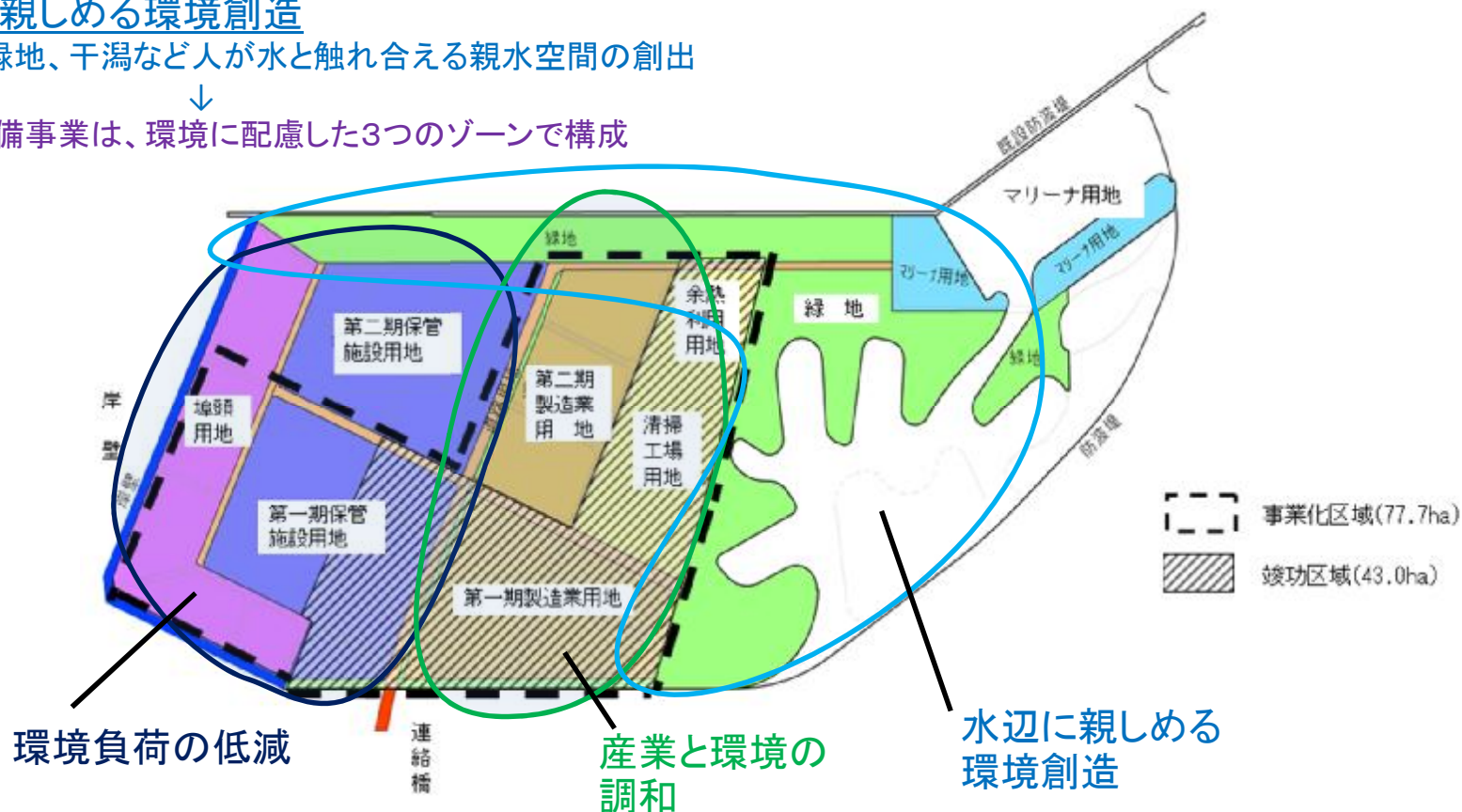
港湾物流機能強化・拡充を図るゾーンとして、保管施設用地(港湾関連用地)の創出

## ○水辺に親しめる環境創造

大規模緑地、干潟など人が水と触れ合える親水空間の創出



阪南2区整備事業は、環境に配慮した3つのゾーンで構成



## 阪南2区の整備内容と事業会計(※事業全体)

整備内容	事業会計	備考
護岸	特別会計(臨海部土地造成事業)	施工中
橋梁	一般会計(港湾整備事業)	一期事業(2車線)H14完成
岸壁	一般会計(港湾整備事業)	未着手(優先的整備区域外)
供給処理施設用地	特別会計(臨海部土地造成事業)	施工中
製造業用地	特別会計(臨海部土地造成事業)	施工中
保管施設用地	特別会計(臨海部土地造成事業)	施工中
埠頭用地	特別会計(港湾機能施設整備事業)	未着手(優先的整備区域外)
緑地	一般会計(港湾整備事業)	未着手(優先的整備区域外)
マリーナ	一般会計(港湾整備事業)	未着手(優先的整備区域外)

(上記の整備内容に、道路5.3km、護岸6.5km、防波堤0.9km、インフラ整備1式を含む)

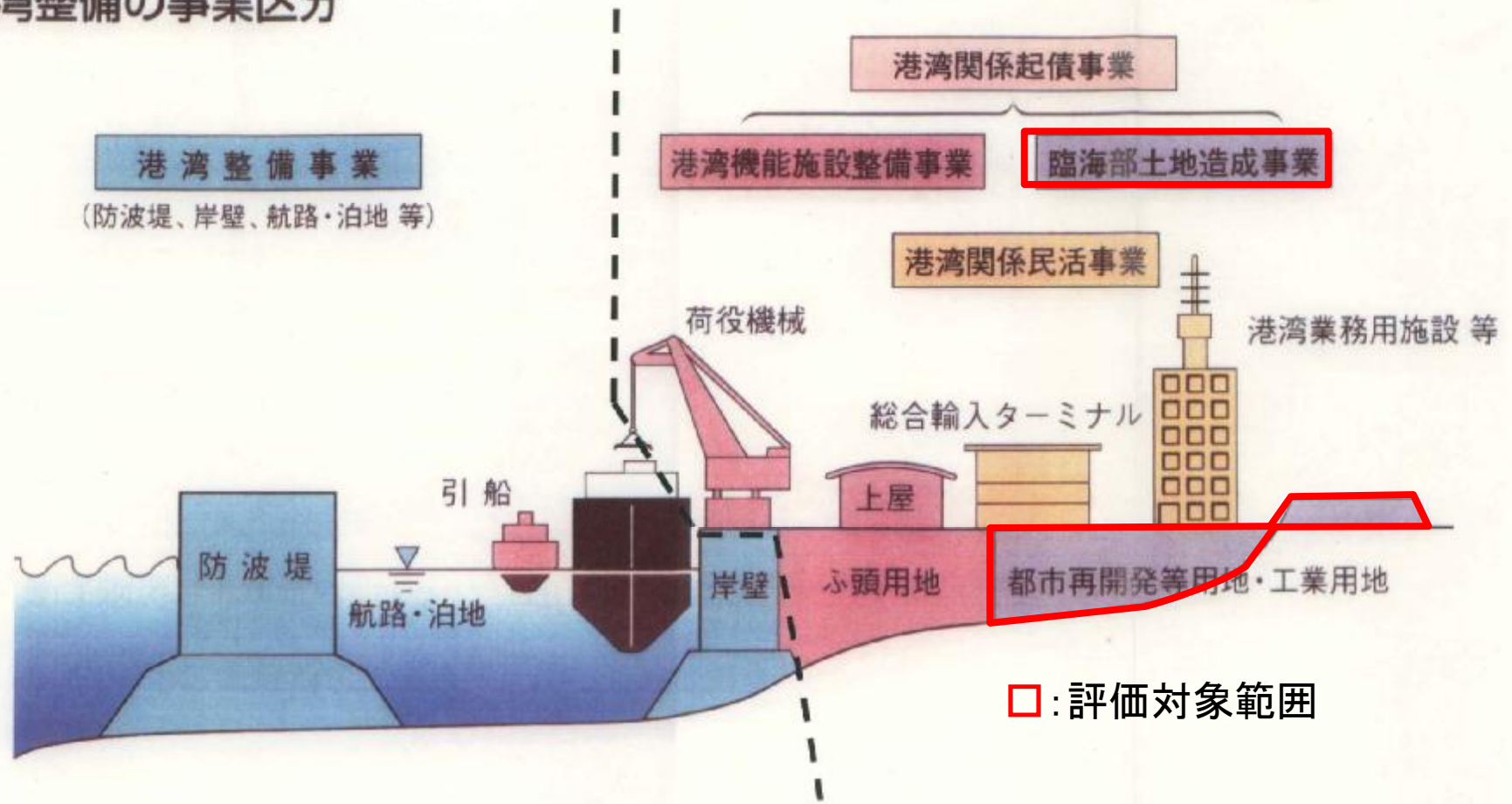
※根拠「港湾関係起債事業事務必携」(平成11年11月 運輸省港湾局)

# ■ 港湾整備の事業区分

**港湾整備事業**  
(防波堤、岸壁、航路・泊地等)

港湾関係起債事業  
└───┬───┘  
港湾機能施設整備事業    **臨海部土地造成事業**

港湾関係民活事業

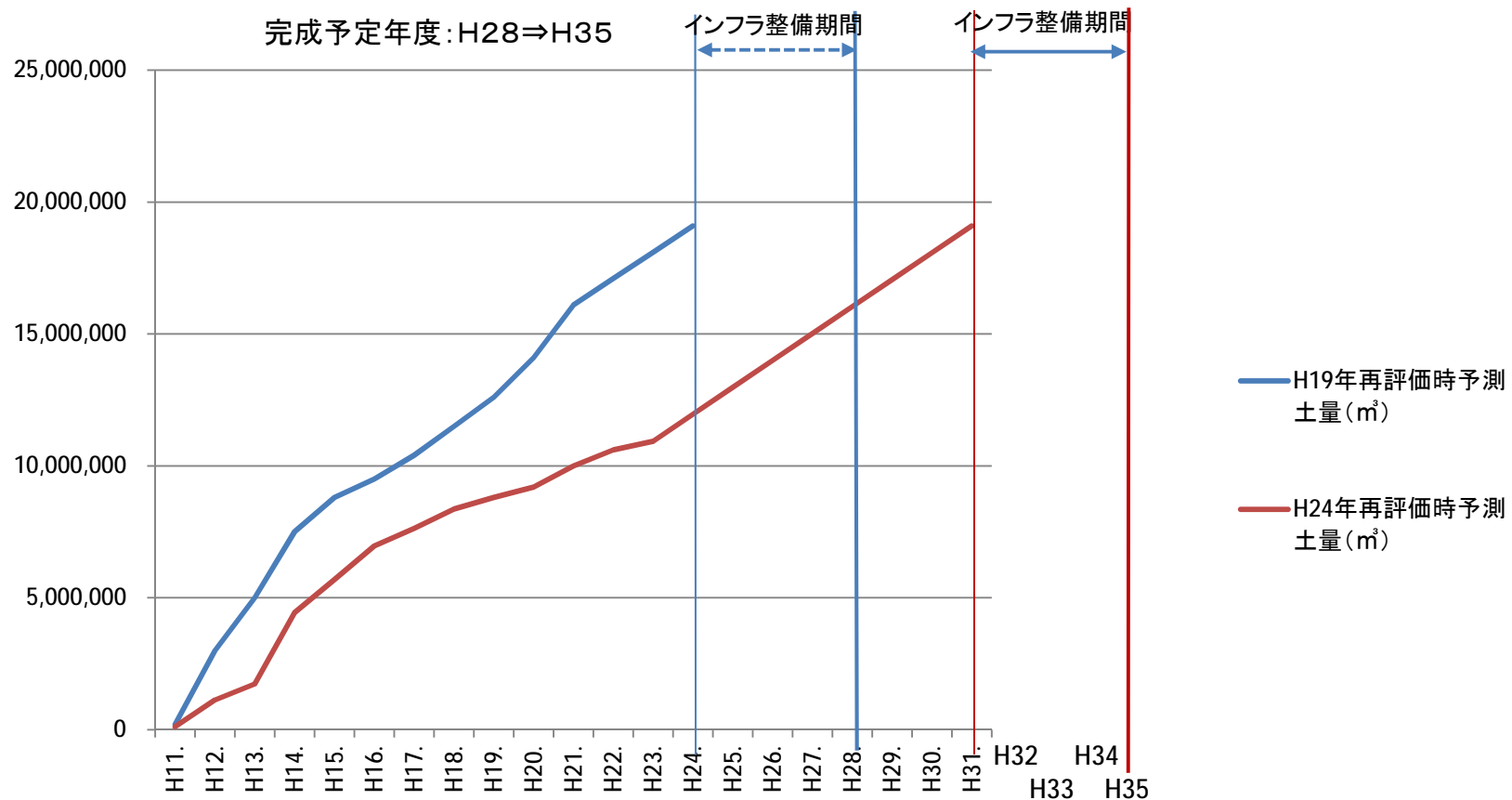


□ : 評価対象範囲

## ■完成予定年度：平成35年度（平成28年度）

### 【変更理由】

阪南2区整備事業は、公共工事の陸上残土や浚渫土等によって埋立しており、大規模な公共工事の減少や、公共工事間流用の促進などにより、計画通りに土砂等の受入が進捗しなかったため、埋立造成期間が遅れ事業完成時期が7年遅れる予定である。



## ■事業費：約499億円（約530億円）

	再評価時点H19	⇒	再々評価時点H24	差
全体事業費	約530億円	⇒	約499億円	－約31億円
(1)工事費	約335億円	⇒	約323億円	－約12億円
(2)事務費等	約13億円	⇒	約29億円	＋約16億円
(3)償還金利等	約182億円	⇒	約147億円	－約35億円

### 【変更理由】

#### (1)工事費の減額（約12億円減額）

- ・企業ニーズや警察協議に基づく区画道路の見直しやそれに伴う供給施設等のインフラ整備の見直し

#### (2)事務費等の増額（約16億円増額）

- ・事務費・人件費の増加（約16億円増額）

#### (3)償還金利等の減額（約35億円減額）

##### ①償還期間の見直しに伴う金利等の減額（約20億円減額）

##### ②国有資産等所在市町村交付金（固定資産税相当分）※の対象面積の減少

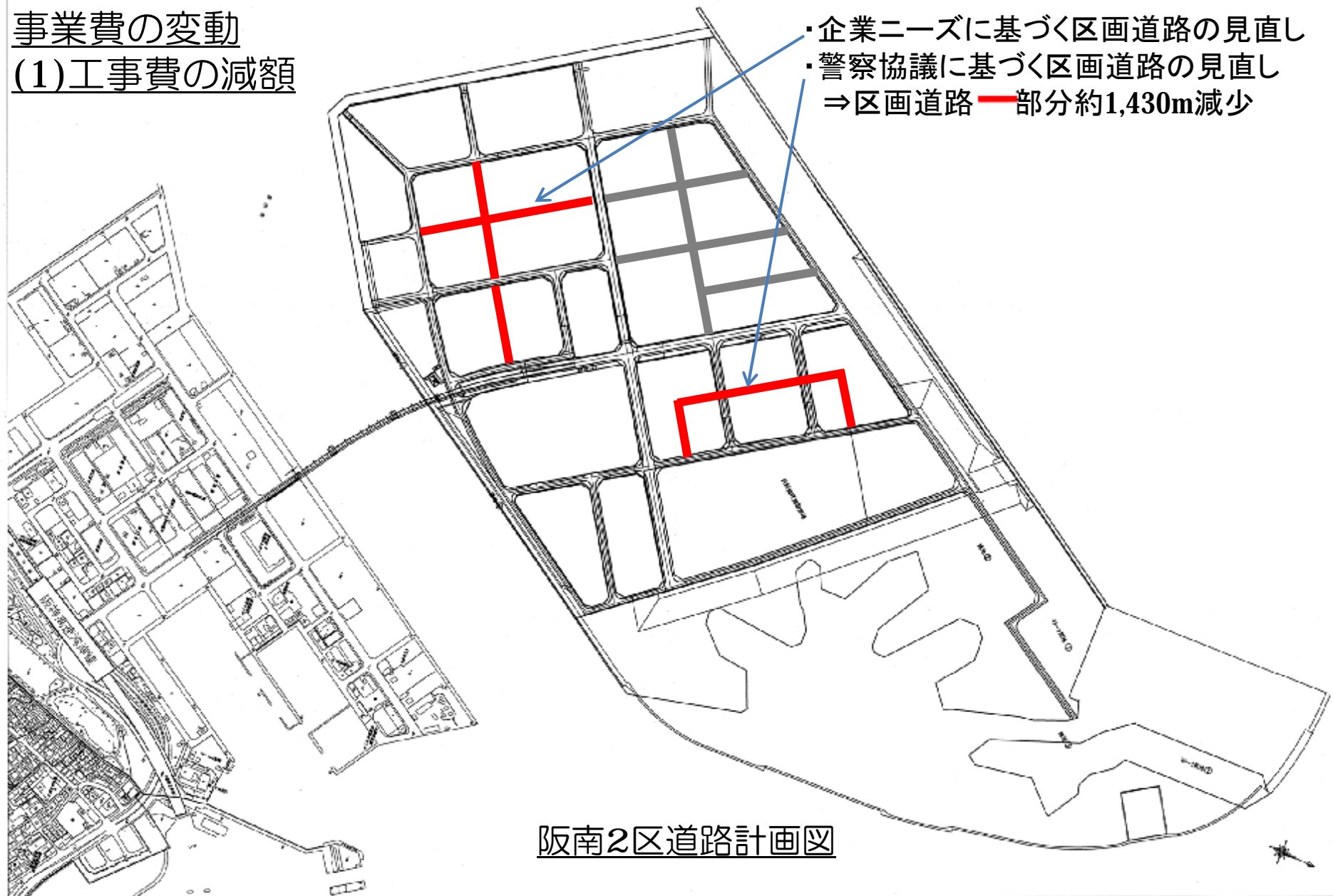
および地価の下落に伴う減額（約15億円減額）

（※根拠法令：国有資産等所在市町村交付金法）



事業費の変動  
(1) 工事費の減額

- ・企業ニーズに基づく区画道路の見直し
  - ・警察協議に基づく区画道路の見直し
- ⇒ 区画道路 **—** 部分約1,430m減少



阪南2区道路計画図

## 事業費の変動

### (1) 工事費の減額

#### ② 下水道整備

・汚水管渠整備費

約90千円/m × 1,430m × 2(両側)

=257,400千円減

・雨水管渠整備費

約90千円/m × 1,430m

=128,700千円減

#### ③ 上水道整備

・認可変更費

約8,000千円/箇所 × 10

=80,000千円減

・上水管渠整備費

約60千円/m × 1,430m × 2(両側)

=171,600千円減

#### ① 道路整備費

・道路整備費

約300千円/m

(2車線) × 1,430m = 429,000千円減

#### ④ 工業用水道(第1期製造業用地)

・汚水管渠整備費

約90千円/m × 620m

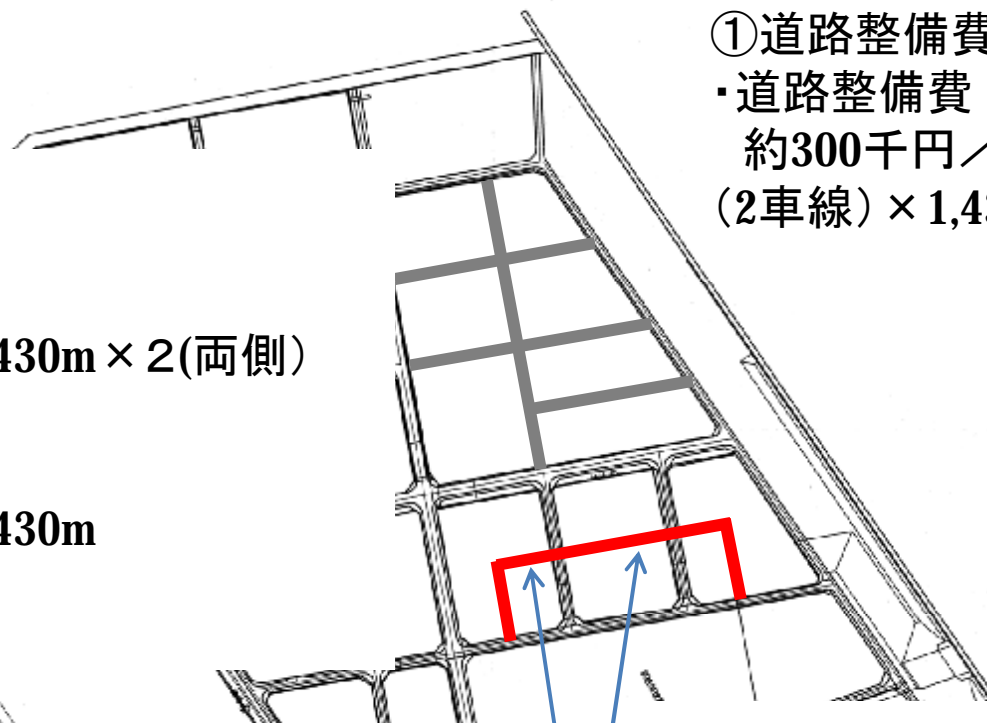
=55,800千円減

#### ⑤ 都市ガス整備費(第1期製造業用地)

約50千円/m × 620m

=31,000千円減

**Σ①~⑤=1,153,500千円=約12億円減**



## 事業費の変動

### (2)事務費等の増額

- 埋立造成・インフラ整備した土地の分譲完了までに要した関連経費の配賦方法を精査した結果による増加。

再評価時点 H19年

人件費 … 6人 × 10,000千円 × 19年 = 1,140,000千円

事務費 … 事業費(33,500,000千円) × 0.005 = 167,500千円

計 約 13億円



再々評価時点H24年

人件費 … 阪南2区従事職員数を全特別会計職員数で割ったものを全職員費で乗じた額

事務費 … 阪南2区従事職員数を全特別会計職員数で割ったものを全総務費で乗じた額

計 約 29億円

16億円増額

## 事業費の変動

### (3)償還金利等の減額

#### ① 償還金利等の減額

起債発行当初、総務省へ30年償還で申請をしており、30年償還で金利の計算を行ってきたが、平成21年総務省より20年間の定期借地契約なので20年償還すべきとの指導により、年数の見直しによる減少。

再評価時点 H19年	…	30年(2回借換)	約149億円
↓		↓	↓
再々評価時点H24年	…	20年(1回借換)	約129億円

約20億円減額・・・①

## 事業費の変動

### (3)償還金利等の減額

- ② 国有資産等所在市町村交付金(以下:市町村交付金という。)の  
交付単価見直し及び対象範囲の縮小による減額

#### 対象用地

第一期製造業用地

約 $122,000\text{m}^2 - 94,550\text{m}^2$ (分譲) =  $27,450\text{m}^2$

第二期製造業用地

約 $100,000\text{m}^2$

第一期保管施設用地

約 $150,000\text{m}^2$

$277,450\text{m}^2$  ( $372,000\text{m}^2$ )

○再評価時点 H19年

約 $372,000\text{m}^2 \times 36.80$ (円/月/ $\text{m}^2$ )  $\times 12$ (ヶ月)  $\times 20$ (年)

=3,285,504千円

○再々評価時点H24年

約 $277,450\text{m}^2 \times 27.52$ (円/月/ $\text{m}^2$ )  $\times 12$ (ヶ月)  $\times 20$ (年)

=1,832,502千円

⇒ $3,285,504$ 千円 -  $1,832,502$ 千円 =  $1,453,002$ 千円 ≒ 約15億円・・・②

Σ①~② = 約35億円

# 公園事業の大阪府都市整備中期計画（案）の位置付け

## ○建設事業の重点化方針

### 《運営方針》

- ①事業のさらなる選択と集中
- ②大阪の将来に必要なインフラ整備戦略の策定
- ③事業や計画の見直し

## ○公園緑地における考え方

公園関連事業予算は、数度にわたる行財政改革に伴い、大幅な削減を受けた、今後、早期に効果発現が可能な公園の概成に向けて優先的に取り組むなど、コスト縮減を図りながら、順次整備を進める。

### ◇継続事業の優先度

現在、事業認可を取得している8公園のうち、早期に事業効果を発現できる3公園（山田池公園、寝屋川公園、石川河川公園）について優先的に取り組む。2公園（大泉緑地、せんなん里海公園）については、中期計画の期間中に効果発現をできるよう取り組む。

# 対象公園の中期計画の方針

タイプ	公園名	主な事業	中期計画 (H24.3策 定)の位置 付け	現在の状況	備考
1	服部緑地	防災公園整備	継続	事業中	
2	山田池公園	防災公園整備	継続	H26年度概成見込み	
3	寝屋川公園	防災公園整備	概成	H23年度概成	
4	久宝寺緑地	防災公園整備	継続	事業中	
5	石川河川公園	防災公園整備	概成	H23年度概成	
6	大泉緑地	防災公園整備	継続	事業中	中期計画中の 効果発現
7	蜻蛉池公園	公園整備	継続	事業中	
8	せんなん里海公園	公園整備	継続	事業中	中期計画中の 効果発現

# 都市公園事業について

## 《防災公園の整備》

### 災害時の府営公園の役割

普段は運動や憩いの場である府営公園は、地震等の災害時は防災公園としての役割を果たす。

#### 〈広域避難地〉

火災の延焼拡大によって起こる輻射熱や熱気流から住民を守る。

#### 〈後方支援活動拠点〉

災害時における、自衛隊、消防、警察などの応援部隊の活動拠点

### 防災公園の機能

防災機能充実に取り組んでいる

- ◇避難広場、駐車場、臨時ヘリポート
  - ◇避難入口、輸送入口
  - ◇非常用の照明、放送設備
  - ◇防火樹林帯の形成
- 等

防災公園イメージ





# 都市公園事業について

## 《府営公園の整備》

### 都市公園（府営公園）

都市公園は、スポーツや散策などのレクリエーションの場・自然観察や環境学習の場・避難地などの防災拠点・自然環境の保全・都市景観の向上など様々な効用がある。

### 府営公園

標準面積50ha以上の広域公園、一つの市町村区域を超える広域的な公園

レクリエーションの場



自然観察、環境学習の場



自然環境保全・都市景観の向上



# 大泉緑地

## ■ 位置図



# 大泉緑地

## ■事業目的

- 市街地に広い森林を積極的に創出し  
自然的大空間を形成
- 防災公園としての整備  
広域避難地及び後方支援活動  
拠点に位置づけ

## ■事業内容

- 整備済み  
大芝生広場、児童遊戯場、球技場等
- 事業中箇所  
園路、広場 等
- 未事業地  
今後、事業や計画の見直しを実施

### 凡例

- |   |        |
|---|--------|
|  | 都市計画区域 |
|  | 開設区域   |
|  | 未事業地   |
|  | 事業地    |

